

IT利活用促進に向けた取組について



平成27年5月29日
内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室

情報の円滑な流通等の促進に向けた新たな法制度の創設

- 来年1月のマイナンバー制度の運用開始や、パーソナルデータの利活用に関する法律の見直しなど、**必要な情報通信技術（IT）を利活用するための基盤が整いつつある。**
- さらに、**国民が日々の生活や経済活動において、IT利活用による利便性を真に実感できるよう、上記のようなIT利活用の基盤を活用し、安心・安全に情報の円滑な流通を加速するための法制上の措置を、次期通常国会を目途に講じることとする。**

<IT利活用促進に関する法制度>

基本原則

- ① 電子的処理の原則 ② 情報の高度な流通性の確保の原則 など（※）

※その他、行政情報共同利用の原則、情報通信システムの共通化・標準化の原則、情報通信技術の進展を考慮した規制等の見直しの原則等を基本原則として規定することを想定

【パーソナルデータの流通の高度化】

- パーソナルデータの円滑な流通を担う代理機関（仮称）の創設 ⇒ 認定事業者制度の導入、パーソナルデータの取扱いルール明確化 等

【ライフイベントにおけるマイナンバー制度を活用した電子化の加速】

- マイナンバー制度を活用した、申請等手続きの電子化、ワンストップ化の推進(引っ越し、死亡等)
- 各種IDとマイナンバーの紐づけなどの促進による電子化の推進

【商取引の円滑化】

- 新たな市場の活性化（シェアリングエコノミーを見据えた制度見直し）
- ※**オンライン手続きに係る棚卸**
- 各種手続きの状況調査を踏まえたオンライン化の促進

国民が真に利便性を
実感できる社会へ

IT利活用基盤

（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、マイナンバー法、個人情報保護法 etc）

安心・安全に情報の円滑な流通を担う代理機関（仮称）の創設

本人同意に基づいて**情報を管理委託できる代理機関（仮称）**を置く。
これにより、パーソナルデータの**低廉・円滑な流通を図る**とともに、広く**国民が付加価値サービス**を享受できるようにする。

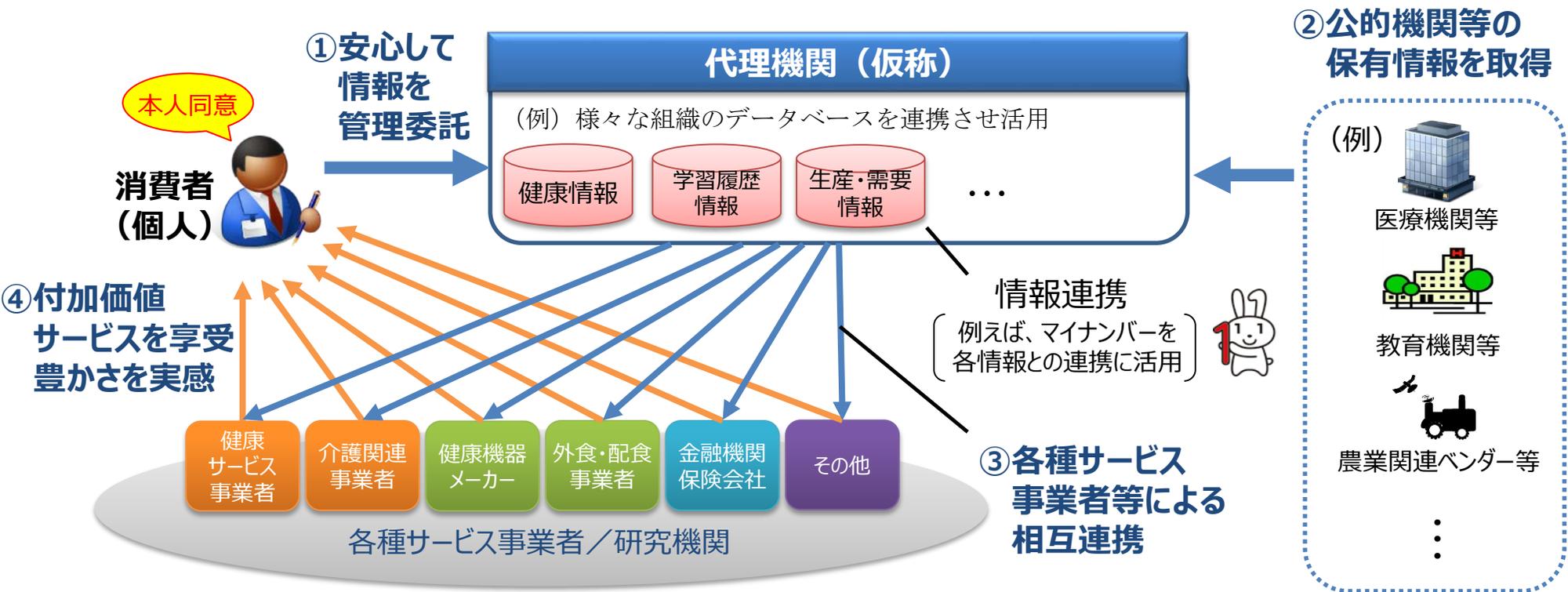


【認定事業者制度の導入】

- 認定事業者制度による公平性・客観性等の担保
- 公的機関等の保有情報の取得権限の付与 等

【パーソナルデータの収集と利用に係るルールの明確化】

- 包括同意、利用目的変更の在り方 等



マイナンバー制度の活用範囲の拡大

マイナンバー、個人番号カード、マイナポータル
の利活用範囲を拡大



2020年を目途に、官民の様々なオンラインサービス
やワンストップサービスを可能とし、「ITイノベーション社会の構築」と「国民生活の豊かさ向上」を実現

【2016年から順次整備】

【2017年整備】

想定されるサービス例

ワンストップサービス
・引っ越し、死亡 等

コンビニ交付
・住民票、戸籍謄本 等

医療・介護・健康情報の管理・連携による高品質な
医療等サービス

個人番号カードとの機能一元化
・国家公務員身分証や健康保険証 等
・国家資格などの資格に係るカード類、各種免許類 等

個人番号カードと民間サービスの連携
・キャッシュカード ・ポイントカード ・会員証 ・興行チケット

在外邦人のマイナンバー制度の利用

etc

行政サービスのオンライン化
に向けた関係法令等の整備
(2016年以降順次整備)

戸籍事務、旅券事務、自動車登録事務、医療・介護・健康情報の管理・連携事務のほか、マイナンバー利用事務と関連があり社会全体の効率化や国民の利便性向上に資する分野での利用についても利用範囲拡大に向けて検討
(2018年、2019年を目途に法改正)

【参考】システム整備



マイナポータル

電子私書箱機能

ワンストップ機能

電子決済機能

認証機能

個人番号カード



利用者

接続

国税・地方税
電子申告・納税
システム

ねんきんネット

商取引の円滑化等

【商取引の円滑化】

新たな市場の活性化(シェアリングエコノミーを見据えた制度見直し)

(例) マッチングサイト等による、民泊等に対する制度見直しに係る検討については、次のような問題意識が提示されている

- ✓ イベント等を実施する際の「民泊」に対し、一定の条件のもと、旅館業法の適用を除外、又は許可手続・施設基準等の緩和を行うべきではないか。
- ✓ 自宅又は別荘について、自らが使用していない期間など一定の範囲の下、有償で貸し出す場合の旅館業法の適用関係を見直すべきではないか。

※例えば同様のマッチングサイトを介した、旅行者が現地人宅で食事できるサービスや、自家用車による運送サービスなど、ITを活用したシェアリングエコノミーを見据え、新たなサービスに適応した制度見直しを検討

※オンライン手続に係る棚卸

- ✓ 個別法令で規定されている、申請等の手続についての全数調査を基に、オンライン化不可の手続件数等を示したもの
- ✓ 今後、①総手続数(b)のうち、オンライン化されている手続の状況(費用対効果等)の把握、②不可原因の調査などを通じて、必要に応じて法令上の措置等を検討 等

	総手続数(b)	オンライン不可の手続数(a)	割合(a/b)%
国—民手続	20,061	133	0.7
地方—民手続	① 14,694	② 5,030	34.2
民—民手続	3,086	464	15.0

必要に応じて、法令上の措置